

観音寺市合併20周年記念ロゴマーク等使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市合併20周年記念ロゴマーク及びキャッチコピー（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第2条 ロゴマーク等に関する権利は、観音寺市に帰属する。

(ロゴマーク等のデザイン等)

第3条 使用できるロゴマークのデザインは、別記に掲げるとおりとする。

2 使用できるキャッチコピーは、「未来もずっと、この街で。」とする。

3 使用できるキャッチコピーのデザインは、別に定めるものとする。

4 キャッチコピーは、原則として別記に掲げるロゴマークと一体的に使用しなければならない。

(使用の許可申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市合併20周年記念ロゴマーク等使用許可申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 市が業務のために使用する場合

(2) 観音寺市合併20周年記念市民協働事業補助金交付要綱（令和7年観音寺市告示第10号）に基づき、補助金の交付決定を受けている場合

(3) 観音寺市合併20周年記念冠事業取扱要綱（令和7年観音寺市告示第〇号）に基づき、冠事業の承認を受けている場合

(4) その他市長が適当と認めた場合

(使用の許可等)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、使用内容を審査し、その可否を観音寺市合併20周年記念ロゴマーク等使用許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(使用許可の基準)

第6条 ロゴマーク等は、使用目的及び内容が観音寺市合併20周年記念事業実施方針に沿う事業に対し使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 政治的、宗教的及び思想的活動を目的とする場合
- (4) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝を目的とする場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者が関与している場合
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、使用を許可することが適当でないと市長が認める場合

2 ロゴマーク等の使用を許可する場合は、次の条件を付するものとする。

- (1) 使用目的を達成した以降は、ロゴマーク等を使用しないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマーク等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用が許可された内容のみに使用すること。
- (2) 使用許可に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
- (4) ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) ロゴマーク等を使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに提出すること。ただし、使用物件の提出が困難なものについて

は、その写真を提出すること。

(6) 商標権、意匠権その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(許可内容の変更)

第9条 使用者は、許可された内容を変更しようとする場合は、観音寺市合併20周年記念ロゴマーク等使用変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の申請があったときは、内容を審査し、その可否を観音寺市合併20周年記念ロゴマーク等使用変更許可（不許可）決定通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用許可（前条の規定による変更許可があったときは、その変更後の許可）を取り消すものとする。

(1) 第6条第1項各号の事由に該当すると認められる場合

(2) 第8条各号の事項を遵守していないと認められる場合

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める場合

2 市長は、前項の規定により使用許可を取り消したときは、観音寺市合併20周年記念ロゴマーク等使用許可取消書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により使用許可を取り消された者は、当該許可に係る使用物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、使用許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第11条 前条の規定によりロゴマーク等の使用許可を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がロゴマーク等の使用について、第三者との間に、権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理又は解決

を図るものとする。

（損害賠償等の責任）

第12条 市は、ロゴマーク等の使用を許可したことに起因する損害賠償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

別記（第3条関係）

1 ロゴマーク（カラー）



2 ロゴマーク（モノクロ）

